

公益社団法人高分子学会

理事監事選任規程

(1970年11月27日改正理事会承認)
(1993年4月10日一部改正理事会承認)
(2007年5月16日改正理事会承認)
(2012年3月12日理事会承認)
(2013年5月15日改正理事会承認)
(2017年11月30日改定理事会承認)

第1条 本会の会長、副会長、その他の理事、監事（以下、役員という）の選任については、定款の定めにより、本規程に従うものとする。

第2条 役員は、総会において選任する。

第3条 本会に、次期会長候補者の推薦及び会長を除く役員候補者の審議のため次期役員推薦委員会（以下、推薦委員会という）をおく。

2 推薦委員会は、推薦委員をもって構成し、推薦委員は、会長が推薦し執行役会で承認された理事13名、会長経験者2名および支部代表者若干名とする。支部代表者は、支部長が推薦した支部推薦会長候補者でない会員とし、支部長も支部推薦会長候補者でない場合に限り支部代表者になることができる。支部代表者の数は、全会員数の10分の1によって当該支部会員数を割った値を四捨五入したものとし、その値が1に満たない場合は、1名とする。

第4条 推薦委員会は、原則として役員改選の年の前年7月から8月の間に会長が招集し、総会終了後解散する。

第5条 推薦委員会は、委員の互選により、委員長1名をおく。

第6条 推薦委員会の議長は、委員長とする。

第7条 推薦委員会は、推薦委員現在数の2分の1以上出席しなければ議決することができない。ただし推薦委員会に出席できない委員は、推薦委員会委員以外の代理人によって表決権を行使することができる。代理人は推薦委員会の開会前に代理権を証する書面を委員長に提出しなければならない。その際、複数の推薦委員の代理人を兼ねることはできない。

第8条 推薦委員会は、支部推薦の会長候補者、20名の推薦人の推薦による会長候補者及び推薦委員会委員が推薦する会長候補者から3名以内の会長候補者を選出する。

2 各支部は会長候補者2名以内を推薦できる。各支部の会長推薦委員会は支部幹事若干名で構成する。

第9条 会員の投票による選挙により会長予定者を選出する。

2 投票できる会員は、選挙を実施する年の4月1日時点で正会員とする。

第10条 会長候補者はマニフェストを公開する。

第11条 会員の投票による会長選挙を管理するために、選挙管理委員会をおく。

2 選挙管理委員会の委員長は原則として前会長とし、前会長が委員長に就任できない場合は会長が指名する会長経験者とする。

3 選挙管理委員会には若干名の委員をおく。委員は会長候補者ではない理事の中から会長が指名する。

4 選挙管理委員会は本規程に定められた会長選挙を管理するにあたり、会長選挙が公正に実施さ

れることを確認する。

5 委員長及び委員は会長選挙における投票結果の開票に立会うものとする。

6 前項の立会いにおいて、委員長が止むを得ない事情で立会いができない場合には、委員から委員長代理を選任するものとする。また、委員の場合については、理事からその代理人を会長が選ぶものとする。

7 選挙管理委員会は、投票結果により当選人を決定し、会長に報告する。

第12条 次期副会長、理事、監事の選考のために、次期役員選考委員会（以下、選考委員会という）をおく。

2 選考委員会は、会長、副会長、次期会長予定者、常務理事で構成する。委員長は現職会長が就任する。

3 選考委員会は選考委員の現在数の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。ただし選考委員会に出席できない委員は選考委員会委員以外の代理人によって表決権を行使できる。この場合、代理人は、選考委員会の開会前に代理権を証する書面を委員長に提出しなければならない。

第13条 選考委員長は、選考結果を推薦委員会に報告し、審議を受ける。

第14条 推薦委員会は、次期役員選考委員会が選考した次期副会長および次期理事の予定者を審議し、委員長は審議結果を会長に報告する。

第15条 会長は、選挙管理委員長から報告のあった次期会長予定者と、推薦委員会が承認したその他の次期役員予定者を理事会承認を得た上、総会に提出する。

第16条 役員の補欠の選任については別に定める。

附 則

この規程は、理事会の承認を得て改定することができる。